行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、身長約170㎝の男性、体格痩せ型、頭髪黒色（白髪混じり）最長６㎝、着衣は黒色ジャケット、灰色格子柄長袖シャツ、灰色長袖トレーナー、白色肌着、灰色靴下、所持金品は現金、鍵、財布、小銭入れ、印鑑、携帯電話、通帳等

上記の者は、平成30年１月24日千葉県四街道市山梨の民家にて死亡していました。身元不明のため遺体は火葬に付し、遺骨は保管してあります。心当たりの方は、当市福祉サービス部生活支援課まで申し出てください。

平成30年２月27日

千葉県　　四街道市長　佐渡　　斉

行旅死亡人

本籍・住所不詳、氏名不詳（自称白久忠臣）、推定50歳代以上の男性、身長168センチメートル、痩せ型、紺色長袖上衣、白色シャツ

上記の者は、平成30年１月12日、福岡県北九州市小倉北区東篠崎一丁目18番23号早川アパートＡ７号室で発見された。死亡年月日は平成30年１月11日頃、死因は直腸癌。身柄の引取者が見つからないため、遺体は火葬に付し、遺骨は当市において保管している。心当たりの方は、当市小倉北区役所保護第二課まで申し出てください。

平成30年２月27日

福岡県　　北九州市長　北橋　健治

公示送達

石巻広域都市計画事業石巻市下釜第一地区被災市街地復興土地区画整理事業に係る下記の者に対する土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第99条第２項の規定による仮換地の使用収益開始日の通知は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第133条第１項及び２項の規定により当該通知書の送付に代えて次のとおり公告します。

平成30年２月27日

石巻広域都市計画事業
石巻市下釜第一地区被災市街地復興
土地区画整理事業
施行者　石巻市
代表者　石巻市長　亀山　　紘

記

１　送付を受けるべき者の氏名及び住所
氏名　宮川美智子
住所　宮城県多賀城市八幡三丁目５－６
コーポ山田202（登記簿記載住所
石巻市門脇字新館103番地10）

２　通知の内容
平成29年５月２日付け石区画２第61号＜指定番号第10号＞で指定しました仮換地について、使用又は収益を開始することができる日を下記のとおり定めましたので、土地区画整理法第99条第２項の規定により通知します。
街区番号　18－２
画地番号　４
地積　296㎡
仮換地について使用又は収益を開始することができる日
平成30年１月18日

教示

１　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、宮城県知事に対して審査請求をすることができます。

２　この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、石巻市を被告として（訴訟において、石巻市を代表する者は石巻市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記１の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができます。

３　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

公示送達

さいたま都市計画事業東浦和第二土地区画整理事業に係る下記のものに対する土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第98条第１項及び第５項の規定による仮換地指定通知は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第133条第１項の規定により当該通知書の送付に代えて次のとおり公告します。

平成30年２月27日

さいたま都市計画事業
東浦和第二土地区画整理事業
施行者　さいたま市
代表者　さいたま市長　清水　勇人

記

１　送付を受けるべき者の住所及び氏名
住所　不明
氏名　大字中尾

２　通知の内容
土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第98条第１項及び第５項の規定により、さいたま都市計画事業東浦和第二土地区画整理事業において定められた別表及び別図のとおり仮換地指定をします。

教示

１　この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内に埼玉県知事に審査請求をすることができます。なお、３箇月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。（審査請求の記載事項は、行政不服審査法第19条に規定されています。）

２　この処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内にさいたま市を被告として（市長が被告の代表となります。）提起することができます。なお、６箇月以内であっても、処分の日の翌日から起算して１年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。

３　この処分があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に提起することができます。なお６箇月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して１年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、別表及び別図の掲載は省略し、それらをさいたま市緑区東浦和８丁目19番地１東浦和まちづくり事務所において掲示しています。

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲はＺの権利義務全部を承継して存続しＺは解散することにいたしましたので公告します。

効力発生日は平成三十年四月一日であり、両社の株主総会の承認決議（甲および乙とも会社法第三一九条第一項に基づく議決権を行使することができる株主全員の同意）は平成三十年三月三十一日に予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）http://www.slc-mh.co.jp/company/about/index.html

（乙）http://www.parklife.co.jp/corporate/company.html

平成三十年二月二十七日

東京都中央区日本橋本石町四丁目六番七号
（甲）サンライフ・クリエイション株式会社
代表取締役社長　牛頭　康雄

大阪府大阪市中央区備後町四丁目一番三号
（乙）パークライフ・クリエイション株式会社
代表取締役社長　塩見　友和